



障害福祉課では、障害福祉に関するさまざまな相談をお受けしています。
困っていることや、悩み事などお気軽にご相談ください。

《主な業務》

- ◆ 障害者手帳の申請受付
- ◆ 身体障害者手帳
- ◆ 療育手帳
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳
- ◆ 手当等の申請受付
- ◆ 障害のあるかたに対する各種サービスの案内

◆ 障害福祉に関する相談

相談時間 平日午前8時30分～午後5時15分

対象 身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)・難病患者等

障害福祉課

☎ (484) 4164
FAX (484) 1742



1

相談・手帳の交付

お気軽にご相談ください



佐倉市は、住み慣れた地域の中で、障害のある人もない人も、だれもが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けるまちを目指して、さまざまな取り組みを進めています。今回、障害福祉に関する主なサービスについてご紹介します。

1 相談・手帳の交付 …… 1 ページ

2 知っておきたいサービス …… 2 ページ

3 手当・医療費助成 …… 3 ページ

4 だれもが暮らしやすい社会へ … 4 ページ

平成28年12月発行 「こうほう佐倉」

障害福祉 特集号

手帳の交付を受けるには…

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し提示することにより、障害者手帳の種別や等級に応じて、医療費の助成、補装具費・自立支援医療の給付、手当の給付、税の減免、鉄道運賃やバス運賃の割引などいろいろな制度を利用できます。

◆ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

● 対象

上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚、言語、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓機能などに障害があるため、日常生活に制限があるかた ※障害等級が1～6級まであります（千葉県審査により決定されます）

● 申請

印鑑、顔写真（指定のもの）、顔写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード（または、通知カード）を持参の上、障害福祉課へ

◆ 療育手帳

知的に障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

● 対象

知能指数が、おおむね75以下のかた

▼ 障害児（18歳未満）

児童相談所の判定によります

▼ 障害者（18歳以上）

千葉県中央障害者相談センターの判定によります

※ 障害の程度により軽度から最重度まであります（千葉県審査により決定されます）

● 申請

印鑑、顔写真（縦4cm×横3cm）を持参の上、障害福祉課へ

※ 18歳以上で初めて申請する場合は事前にご相談ください

◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

● 対象

精神疾患があり日常生活に制限があるかた

※ 障害等級1級から3級まであります（千葉県審査により決定されます）

● 申請

印鑑、顔写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード（または、通知カード）、次の①～③のいずれかの書類を持参の上、障害福祉課へ

① 医師の診断書（指定のもの・診断書文書料助成あり）

② 精神障害を事由とする年金証書、直近の年金振込通知書

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金受給資格者証、直近の国庫金振込通知書

相談窓口		電話・FAX	実施日・内容
県中央障害者相談センター	☎	(291) 6872	◆ 平日午前9時～午後5時
	FAX	(291) 8488	◆ 補装具・更生医療・身体障害者手帳・言語聴能等に関する相談 ◆ 知的障害者について、医学的・心理的及び職能的判定等と更生援護を図るための相談や指導
県中央児童相談所	☎	(253) 4101	◆ 平日午前9時～午後5時
	FAX	(253) 9022	◆ 知的・身体障害児相談
県精神保健福祉センター	☎	(263) 3891	◆ 平日午前9時～午後5時
	FAX	(265) 3963	
県中核地域生活支援センター「すけっと」(印旛圏域)	☎	(483) 3718	◆ 24時間 365日
	FAX	(483) 3719	◆ 福祉の総合相談・権利擁護等

市指定相談支援事業所		電話・FAX
「アシスト」	(福) 愛光 大篠塚	☎ (484) 6392 FAX (484) 6492
「レインボー」	(福) 千手会 青菅	☎ (463) 1128 FAX (463) 1900
「きらり」	(福) えのき会 上志津	☎ (488) 3666 FAX (488) 0554

内容：具体的な福祉サービス利用についての相談
対象：身体障害、知的障害、精神障害者（児・きらりは除く）
《その他》 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、児童委員など各種相談や助言を行う相談員もおります。
相談員の連絡先は、障害福祉課へお問い合わせください

◆ 障害者に関するシンボルマーク		障害者のための国際シンボルマーク 障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。		盲人のための国際シンボルマーク 世界共通マークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、信号機や書籍などで身近に見かけるマークです。
身体障害者標識		聴覚障害者標識		耳マーク
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。		聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。		聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークで、コミュニケーションの方法への配慮を求める場合等に使用されているマークです。
ほじょ犬マーク		オストメイトマーク		ハート・プラスマーク
身体障害者補助犬同伴の啓発用マークで、公共施設や交通機関、スーパー、レストランなどの民間施設でも同伴できるマークです。		オストメイト対応設備があることを表すマークで、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。		「身体内部に障害がある人」を表しています。存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



2 知っておきたいサービス

障害福祉サービスなど

障害のあるかたが、地域で安心して日常・社会生活を営むことができるように、各種サービス制度が設けられています。サービスを受けるためには、申請が必要です。また、障害の種別や等級などにより、受けることができるサービスが異なります。

☎ 障害福祉課 ☎（484）4164 FAX（484）1742
（☎表示のない事業の問い合わせは、すべて障害福祉課）

自宅で受けられるサービス

◆障害福祉サービス 身知精難

自宅で入浴・食事などの日常生活における支援などを行います。

●サービスの種類 ▼居室介護 ▼重度訪問介護 ▼行動支援 ▼同行援護



サービスの種類によっては、事前に利用者の心身の状況などに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す、障害支援区分の認定を受けます。

●費用負担

原則、利用するサービスの費用の1割相当を負担することとなりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限設定や減額制度があります。

◆地域生活支援サービス

▼移動支援事業 身知精難

障害者の外出の支援を行い、社会参加を促します。

▼移動入浴サービス事業 身

入浴が困難な重度の障害者の健康増進と介護者の負担を軽減するために、移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行います。

◆配食サービス 身知精

日常生活に支障があり、調理することが困難なかたへ、栄養あるバランスのとれた食事で生活を改善し、健康を維持するとともに、安否確認ができるサービスを提供しています。



●対象

日常生活に支障のある身体障害者・知的障害者・精神障害者でひとり暮らしのかた。ただし、同居の親族や近隣に住む親族から

◆情報の見方

身	知	精	難
身体障害のかた	知的障害のかた	精神障害のかた	難病のかた

食事の提供が受けられるかたは除きます。

●内容 1日1食（夕食）を希望する曜日（月・金）に業者が手渡しでお届けします。

●利用方法 市が指定した業者を利用
●負担額 1食350円

◆その他の関連事業

▼訪問指導 ▼訪問歯科事業

☎ 健康増進課 ☎（485）6712 FAX（485）6714

▼紙おむつ等の購入助成 身知 ▼はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券 身知

☎ 高齢者福祉課 ☎（484）6138 FAX（486）2503

▼移動サービス 身知精

☎ 社会福祉協議会 ☎（484）4319 FAX（486）2518

▼車いすの貸出 ※障害福祉課

▼オストメイト社会適応訓練

☎ 日本オストミー協会千葉支部（月・火・金） ☎（309）7571



活動体験・就労訓練

◆障害福祉サービス 身知精難

生産活動、職場体験の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のための訓練等を行います。

●サービスの種類 ▼自立訓練 ▼就労移行支援 ▼就労継続支援（A・B） ▼生活介護

●利用手続き 事前に利用者の心身の状況などを把握し、サービスの種類によっては、障害支援区分の認定を受けます。

●費用負担

原則、利用サービス費用の1割相当の負担になりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限設定や減額制度があります。

施設の利用

◆障害福祉サービス 身知精難

施設入所、日常生活に関する支援などを行います。

●サービスの種類 ▼施設入所支援 ▼短期入所 ▼療養介護 ▼共同生活援助

●利用手続き

事前に利用者の心身の状況などを把握し、サービスの種類によっては、障害支援区分の認定を受けます。

●費用負担

原則、利用するサービスの費用の1割相当を負担することとなりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限設定や減額制度があります。

◆地域生活支援サービス 身知精難

▼サービスの内容

▼日中帰リショートステイ事業

障害者の介護を行う者が疾病などにより日中の介護ができないときに、一時的な見守りを行います。

障害児を対象としたサービス

◆障害児通所支援サービス 身知精難

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

●サービスの種類 ▼児童発達支援 ▼放課後等デイサービス ▼保育所等訪問支援

●利用手続き 事前に利用者の心身の状況などを把握します。

●費用負担

原則、利用するサービスの費用の1割相当を負担することとなりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限設定や減額制度があります。

交通・自動車

◆佐倉市タクシー運賃助成券 身知

通院など外出の際に、登録事業者のタクシーを利用する場合に助成します。 ※タクシー会社による1割引きと併用できません

●対象

・身体障害者手帳1級、2級または視覚、下肢、体幹障害3級
・療育手帳（A1、A2、A1、A2
・65歳以上でねたきり高齢者台帳登録者

●助成内容 1回の乗車につき

福祉タクシー券	運賃	割引
2千円を超える	1000円割引	
2千円以内	半額割引	

▼福祉優待車券

運賃	割引
1万円を超える	5000円割引
1万円以内	半額割引

※タクシー会社による1割引きがある場合には1割引き後の金額

◆有料道路料金の割引 身知

●対象 身体障害者のかたが自ら運転する場合（障害者手帳第1種・第2種、重度の身体障害者のかたもしくは重度の知的障害者のかたが同乗し、障害者ご本人以外のかたが運転する場合（障害者手帳第1種）

◆自動車運転免許取得費助成 身

就労、社会参加目的で自動車運転免許を取得しようとする身体障害者手帳1〜4級所持者に自動車運転免許の取得に要する費用を助成します。 ※限度額があります

◆自動車改造費助成 身



上肢、下肢または体幹機能障害1、2級の身体障害者手帳所持者で、就労等に伴い本人が所有し運転する自動車の操縦装置を改造する必要がある場合、その費用を助成します。 ※限度額・所得制限があります

◆福祉カー（ゆっあいさくら号）の貸出 身知精

市内在住の心身障害者およびその家族、虚弱な高齢者およびその家族、市内の社会福祉団体および社会福祉施設に、車いすリフト付きワゴン車を貸出します。 ※運転者、介助者はつきません ☎ 社会福祉協議会 ☎（484）6198 FAX（486）2518

◆その他関連事業

▼交通機関の割引 身知

（JR旅客運賃、バス運賃の割引など）

☎ 各交通機関へ

▼自動車税・自動車取得税の減免 身知精

☎ 県税事務所 ☎（483）1403

▼軽自動車税の減免 身知精

☎ 市民税課 ☎（484）6115

FAX（486）5444

▼身体障害者自動車運転適性検査 身

☎ 千葉運転免許センター ☎（274）2000

▼身体障害者のための無料運転教習 身

☎ 身体障害者運転能力開発訓練センター ☎048（481）2711 FAX048（481）6578

▼駐車禁止規制除外標準 身知精

☎ 佐倉警察署 ☎（484）0110

補装具など

◆身体障害者（児）補装具費の支給 身知難

身体障害の状況に応じ、日常生活の効率向上を図るための補装具の購入や修理に係る費用を支給します。 事前申請が必要です。

※原則として、障害者手帳の所持者、難病疾患を抱えるかたが対象となります

※利用者負担は原則1割です

※所得制限があります

◆日常生活用具費の支給等 身知難

在宅の障害者（児）、難病者の、日常生活の利便を図るための用具の費用の支給などを行います。 事前申請が必要です。

※原則として、障害者手帳の所持者、難病疾患を抱えるかたが対象となります

※所得制限があります

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 身

軽度・中等度難聴児の保護者に、補聴器購入に要する費用の一部の助成を行います。 対象は市内に住所を有する18歳未満のかたであり、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児であって、医師が補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果があると認めた場合に限り申請。 事前申請が必要です。

◆小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 身

在宅の障害者総合支援法、児童福祉法の施策の対象でない、小児慢性特定疾病児童に対して日常生活用具を給付します。

【介護保険優先】

介護保険の対象者は介護保険によるサービスが優先となります。



3 手当・医療費助成

障害のあるかたを対象とする各種福祉手当や、医療費助成を紹介します。

☎ 障害福祉課 ☎（484）4164 FAX（484）1742

福祉手当

◆特別児童扶養手当^{身知精}
在宅で20歳未満の重度の心身障害児を養育している保護者に支給します。

※所得制限があります

●支給額

▼手当1級

月額51500円

・身体障害児 おおむね1、2級

・知的障害児 ①・A1・A2

・精神障害児 おおむね1級

▼手当2級

月額34300円

・身体障害児 おおむね3級

・知的障害児 おおむねB1

・精神障害児 おおむね2級

◆障害児福祉手当^{身知精}

重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障害児（施設入所などを除く）に支給します。

※所得制限があります

●支給額 月額14600円

◆佐倉市中心身障害児福祉年金^{身知}

次の手帳を所持する20歳未満の障害児の保護者に支給します。

●支給額

▼重度 月額8000円

・身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A1・A2

▼中度 月額6000円

・身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1

▼施設 月額1000円

・施設入所している支給対象の障害児の場合

◆特別障害者手当^{身知精}

重度の障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上のかた（施設入所、長期入院等を除く）に支給します。

※所得制限があります

●支給額 月額26830円

◆ねたきり身体障害者等福祉手当^{身知}

20歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者で、日常生活動作において常時介護を要し、在宅において6か月以上寝たきりのかた

・20歳以上の在宅重度知的障害者（重度とは、療育手帳①・A2・A1・A2）

※所得制限があります

●支給額 月額8650円

◆難病者等見舞金^難

次の対象のかたに見舞金を支給します。

●対象

・「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けたかた

・「千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けたかた

・「千葉県特定疾患医療受給者票」の交付を受けたかた

医療費助成

◆重度心身障害者（児）医療費助成制度^{身知}

健康保険適用分の自己負担額を助成（他に医療給付がある場合、その額を除く）。

※所得制限があります

●対象 身体障害者手帳1、2級、療育手帳①・A2

◆自立支援医療^{身精}

身体障害の除去や軽減のための手術や、精神疾患のために継続的に通院を必要とする場合に、その医療費の負担を軽減する制度です。

※所得制限があります

●対象

・精神疾患のため通院治療が必要なかた（精神通院医療）

・身体障害者でその障害の除去や軽減のために手術・治療を受けるかた（更生医療）

・18歳未満で、身体に障害があり入院手術等の治療により、機能の回復が見込まれるかた（育成医療）

●費用負担

対象となる医療費の1割。世帯の課税状況や治療の内容により、月額負担額に上限設定

●申し込み 事前申請

対象となる疾患や治療の内容の範囲が定められていますので、お問い合わせください。

◆精神障害者入院医療費助成^精

精神疾患のため1か月以上継続して入院療養した場合に、医療費の一部を助成します。

●助成額 保険適用医療費の自己負担額（他の医療給付額を除く）の2分の1

※所得制限があります

安心した生活のサポート

◆日常生活自立支援事業

地域で暮らす高齢者や障害者のかたの日常生活に必要なお金の管理や福祉サービスの利用支援です。

☎ 佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）0698

◆所得税・住民税の控除（障害者控除対象者の認定）

65歳以上で、介護保険の認定が要介護1～5で、障害高齢者・認知症高齢者の日常生活自立度がランクAまたはII以上のかた

☎ 高齢者福祉課 ☎（484）1771

◆生活福祉資金貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

※他制度が優先、審査があります。詳細はお問い合わせください

☎ 佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）6200

◆各種サービス

【緊急時・災害時】▼災害時「避難行動要支援者名簿」掲載▼緊急通報装置の貸与▼緊急通報登録

【税・免除】▼新マル優制度▼携帯電話料金の割引▼佐倉市営自転車駐車場利用料金の減額等

【視覚障害】▼点字・録音広報の発行

【聴覚障害】▼手話通訳者・要約筆記者の派遣

※各窓口の確認は、障害福祉課へお問い合わせください

◆成年後見制度

【法定後見制度】判断能力が不十分になってから…

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人などが選ばれる制度です。

☎ 千葉家庭裁判所佐倉支部 ☎（484）1244

【任意後見制度】判断能力が不十分になる前に…

「誰に」、「どのような支援をしようか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

☎ 成田公証役場 ☎0476（22）1035

判断能力が不十分な人の暮らしを守る 佐倉市成年後見支援センター

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないかたの財産や生活を守り、支援する成年後見制度に関する相談を受け付けています。

※司法書士による無料の「成年後見に関する専門相談」は「こうほう佐倉」毎月1日号の暮らしの相談でお知らせします

開所日 月～金曜日（祝日、年末年始除く）

時間 午前8時30分～午後5時

場所 市社会福祉センター2階 佐倉市社会福祉協議会

☎ 成年後見支援センター ☎（484）1288

お子さんの発達を支援します

さくらんぼ園

●さくらんぼ園

運動や言葉、情緒などの心身の発達に不安のある就学前のお子さんの、療育・生活支援などを行う通園施設です

歩いたり走ったりがうまくできない…

ことばが出てこない。なかなかうまく話せない…

呼んでも振り向かない。話しかけても視線が合わない…

集団行動がとれない。友達と遊べない…

お子さんの発達の状況に合わせて、お子さんの心を育み、自らがもっている力を生かす力に変え、充実した生活ができるように発達を支援していきます。

☎ さくらんぼ園 ☎（484）1050、FAX（312）7980



「こうほう佐倉」を音声でお届け

声の広報は、ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」のご協力により、目の不自由なかたに音声（音声デジ）の「こうほう佐倉」としてお届けしています。

また、生活に必要な情報を、ボランティアグループの「点訳サークル野菊の会」のご協力により点字に変換して提供しています。

☎ 佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）6198

【お子さんの発達が気になるときの相談】

事業	実施機関 実施日	内容
ことばと発達の相談室 【要予約】	健康管理センター ☎（485）6712 FAX（485）6714 平日 午前8時30分～午後5時15分	聞こえ、発音など、言葉や発達などに関した気になることについて、言語聴覚士が相談に応じます。 対象：市内在住の0歳～就学前
すくすく発達相談 【要予約】 ※他の医療機関受診者は対象になりません	健康管理センター ☎（485）6712 FAX（485）6714 日時：こうほう佐倉、健康カレンダー、市ホームページを参照ください	お子さんの発育（身長など）や発達面（落ち着きがないなど）で心配なことや気になることについて、専門医が相談に応じます。 対象：市内在住の0歳～就学前
療育相談	印旛健康福祉センター ☎（483）1134 FAX（486）2777	
自閉症発達障害相談	県発達障害者支援センター（CAS） ☎（227）8557 FAX（227）8559 月～土曜日 午前9時～午後6時	電話、外来、巡回相談があります 対象：県内在住の自閉症のかた、発達障害のかた、家族、関係者



4 だれもが暮らしやすい社会へ

障害を理由とする差別をなくして、すべての人が共に生きる社会へ
障害者差別解消法

障害を理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。
一人一人がこの法律を理解し、だれもが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

《行政機関や地方公共団体、民間事業者に

障害者への配慮が義務付けられました》

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が 4 月からスタートしました。

この法律では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本事項や、行政機関・民間事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するために必要な措置を取るなどについて定められています。

行政機関や民間事業者が行わなければならないことは、次の 2 点です。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

② 障害者にとって、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁（社会的障壁）を取り除くために必要な、合理的配慮の実施

◆ 不当な差別的取り扱いとは

正当な理由がなく、障害があるということと理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすること。

◆ 合理的配慮とは

障害者から配慮を求められた場合に、その人に必要な方法で配慮すること。

◆ 社会的障壁とは

通行や利用しにくい設備・施設、利用しにくい制度、障害者を意識していない慣習・文化、障害者への偏見などのこと。

◆ 行政機関や民間事業者の対応について

不当な差別的取り扱いとは、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されます。

合理的配慮の実施は、行政機関には法的な義務が生じ、民間事業者には努力義務が生じます。

問い合わせ 障害福祉課

☎（484）6137
FAX（484）1742

※ 一人一人の心掛けが大切です

日常生活の中で、障害を理由に差別を受けることはがないようみんなで心掛けましょう。

《例》・車いすだからといってお店に入れない

・障害を理由にアパートを貸さないなど

※ 障害者の立場になってサポートを 私たちができることをしましょう

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者以外の一人一人の行いや思想などは対象になっていません。

しかし、障害者のことを思いやり自発的に行動することで、みんなが暮らしやすくなります。

障害といっても外見だけでは分からないことがあるので、まずは声を掛けることから始めてみましょう。

《例》・車いすのかたが乗り物に乗る時に手助けをする

・映像資料に手話や字幕を付ける
・障害のあるかたの障害特性に応じた手段（筆談・読み上げなど）で対応する
・難しい漢字に振り仮名を付けるなど

視覚障害のあるかたの誘導例

▼白い杖を持っていない側立ち、視覚障害のあるかたに肘を



持つてもらいましょう ▼半歩先を進むようにし、歩調を合わせ、前方に注意しながら進みましょう ▼場所の説明は「ここから前に

10m 先の左側にあります」など前後左右、具体的な数字の説明で伝わりやすくなります

障害のある子もいない子も 一緒にあそぼう！

● おもちゃ図書館

障害のある子どもたちに、おもちゃの貸出しをしています。

ハンディキャップのある子も、心配事のあるママやパパも安心して遊びに来てね！

● 気に入ったおもちゃは無料で貸出します。

● 壊れたおもちゃの修理をしてくれる心強いスタッフ、手作りのおもちゃを作ってくれるやさしいスタッフもいます。



☎（484）6198
FAX（486）2518

いっしょに活動しませんか？

佐倉市障がい者団体等連絡会

障害者団体、家族の団体、支援の団体、NPO 法人などさまざまな障害に関わる団体による連絡会です。

障害のあるかたやその家族で、連絡会に関心のあるかたの連絡をお待ちしています。

《活動内容》

・加入団体の情報交換と相互理解・親睦
・障害者（児）の自立を目指して、共通の課題に取り組む
・地域社会との連携・交流など



《活動団体》

▼佐倉市手をつなぐ育成会 ▼佐倉市身体障がい者の会 ▼佐倉市ろう者協会 ▼佐倉市精神障害者家族会（かぶらぎ会） ▼印旛地区自閉症協会 佐倉支部 ▼さくらクローバーの会 ▼手をつなぐ・さくら ▼NPO 法人 木よつの家 ▼千葉県オストミー協会「佐倉の会」

☎（484）6033 FAX（486）2518

◆ 活用ください！ 障害のあるかたへのサポートブック

障害者が地域生活の中で必要としていること、障害に関する基礎知識や特性、接遇などについてわかりやすく掲載。

☎（484）6137 FAX（484）1742



【 身体障害などの相談 】

名称	問い合わせ	実施日
心身障害者相談	障害福祉課 ☎（484）4164	場所 西部地域福祉センター ほか 第 2 金曜日 午前 10 時～午後 3 時
障害者人権 110 番	千葉県手をつなぐ育成会 ☎・FAX(246) 2282	場所 千葉県社会福祉センター 【一般相談】 月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時 【法律相談】 第 1・3 火曜日 【要予約】 午後 1 時～3 時
障害者差別に関する相談	県健康福祉部障害福祉課 ☎（486）5991 FAX(222) 4133	場所 印旛健康福祉センター内 平日 午前 9 時～午後 5 時
介護生活相談	佐倉市社会福祉協議会 ☎（486）2519 FAX(486) 2518	場所 社会福祉センター 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
千葉県難病相談・支援センター	印旛山武地域難病相談・支援センター 成田赤十字病院 ☎ 0476（22）2311	月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 【要予約】

【 気になる、こころの相談 】

事業	問い合わせ	実施日など
精神保健福祉相談【要予約】	印旛健康福祉センター ☎（483）1136 FAX（486）2777	毎月第 3 月曜日、第 4 火曜日 第 4 金曜日は成田支所
千葉いのちの電話	千葉いのちの電話 ☎（227）3900	毎日 24 時間 精神的な悩みについてご相談ください
心の電話相談【来所は要予約】	県精神保健福祉センター ☎（263）3893	月～金曜日 午前 9 時～午後 6 時 30 分
精神障害者相談【要予約】	地域生活支援センター レインボー ☎（463）1128	午前 10 時～11 時～午後 1 時～2 時～ 日程はお問い合わせください 【会場】 ミレニアムセンター佐倉 西部地域福祉センター、南部地域福祉センター 地域生活支援センター レインボー
こころの健康相談【要予約】	健康管理センター ☎（485）6712 FAX（485）6714 西部保健センター ☎（463）4181 FAX（463）4183 南部保健センター ☎（483）2812 FAX（483）2813	毎月 1 回精神科医またはカウンセラーによる相談を実施。 日程・会場は要問い合わせ